

与謝野町観光振興事業費補助金

与謝野町では、町内の観光振興の推進及び交流人口の増加に寄与すると認められる事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

■対象者

町内に所在地を有する民間の団体等

■補助金額

【補助率】 対象経費の1/2(変動あり:詳細は以下のとおり)

【詳細】

区分	事業区分	経費の内容	補助率						補助上限額
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	以降6回目	
観光誘客推進事業	観光関連施設整備事業	町内の観光関連施設で誘客向上等のための整備に要する経費	1/2						50万円
	観光宣伝事業	パンフレットやポスター製作等、町外からの観光誘客に要する経費	1/2	1/3	1/4				5万円
	観光イベント開催事業	自然、造形物等の景観を活用したイベントの開催に要する経費	2/2	3/3	1/4				15万円
	重点観光振興事業	全国大会等、町が重点観光振興と位置づける事業に要する経費	10/10	9/10	8/10	7/10	6/10	5/10	100万円
その他	上記以外の事業で、町長が特に適当と認めるもの	1/2	1/3	1/4				10万円	

■対象経費

賃金、消耗品費及び通信運搬費、印刷製本費、役務費、広告宣伝費、光熱水費及び燃料費、委託料、使用料及び賃借料、報償費及び謝礼、施設整備に係る費用、その他町長が認める経費

【町WEBサイト QRコード】

■お問合せ・申請先

与謝野町役場 産業観光課
TEL0772-43-9012(平日8:30~17:15)

